

## 令和6年度個人住民税の定額減税

問 税務課市民税係 ☎95-9878

## ▼対象者

納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の人

## ▼減税額

1万円

※控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く）がいる場合は、1人につき1万円を加算します（所得割額を限度）。

## ▼実施方法

給与所得の特別徴収の場合	特別徴収義務者は2024年6月分は特別徴収を行わず、減税後の税額の11分の1に相当する額を、2024年7月から2025年5月までの間、毎月の給与から徴収します。
普通徴収の場合	令和6年度分の個人住民税に係る第1期分（2024年6月）の納付額から減税額を控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（2024年8月）以降の納付額から、順次控除します。
公的年金等に係る所得の特別徴収の場合	2024年10月分の特別徴収税額から減税額を控除し、控除しきれない場合は、2024年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。

## 令和6年度市・県民税の減免

問 税務課市民税係 ☎95-9878

以下のいずれかの条件に該当する人は、令和6年度の市県民税が減免になります。

▼2024年1月2日以降に死亡した納税義務者のうち2023年中の合計所得金額が500万円以下の人（市県民税全額減免）

▼2024年中の所得が2023年中の所得より著しく減り生活が困難になった人（市県民税所得割額の2分の1減免）

**対** 2023年中における合計所得金額が500万円以下で同一生計配偶者又は扶養親族がいる人で、次の理由により2024年中の合計所得金額見込みが2023年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる人

	必要書類
負傷、疾病により長期間（90日以上）働けない状態の人	医師の診断書
失業した人（定年や自己の都合による退職は該当しない）	雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書（住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載）、解雇・雇止通知書など
倒産した人	倒産の分かる書類など

▼2023年12月31日時点で勤労学生で以下に該当する人（市県民税全額減免）

**対** 自己の勤労に基づく給与所得などがあり、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人

※勤労学生の対象となる学校については問い合わせてください。

**必要書類** 2023年12月31日時点で学生であることを証明する書類

## ▼注意

減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分で未納分に限りません。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりません。該当する人は、納期限前で納付前までに必ず申請をお願いします。